

# 犬山市提案型ネーミングライツスポンサー募集ガイドライン

令和4年11月4日

## 1 はじめに

犬山市では、公共施設等において、自主財源の確保と持続可能な施設経営を図るため、ネーミングライツの導入を進めていますが、対象施設等の更なる拡大を図るため、提案型によりネーミングライツスポンサーの募集を行います。

この募集ガイドラインをよくお読みいただき、是非ご提案を検討していただきますようお願いいたします。

## 2 ネーミングライツの概要

ネーミングライツは、市とネーミングライツスポンサーとの契約により、市が所管する施設等に愛称等を付ける権利（以下「命名権」といいます。）を付与する代わりに、ネーミングライツスポンサーから対価を得て、運営費等に充てる方法です。

### (1) ネーミングライツによる名称

正式名称は変更せず、愛称とします。契約期間中は、原則として、愛称の変更をすることができません。また、市は愛称の普及のため、次のとおり協力します。

ア 愛称の決定につき記者発表し、市のホームページで公表します。

イ 市の各種広報において愛称を使用するとともに、各種機関に対しても愛称の使用を働きかけます。また、看板などで愛称の表示を行い、利用者への周知を図ります。

### (2) 命名権の対価

命名権の対価としては、金銭のほかに、対象施設等への役務（サービス）の提供なども可能です。

### (3) ネーミングライツスポンサー特典

ネーミングライツスポンサーには、命名権以外にも自社商品の施設内での展示等、内容等によっては特典の付与が可能となります。

希望する特典がございましたら、提案書の提出の際に希望特典内容欄にご記入ください。

### (4) 契約期間

ネーミングライツの契約期間は3年以上とします。

## 3 対象施設等

### (1) 提案の対象

①市役所庁舎などの公用財産のようにネーミングライツになじまない施設等（※1）を除いた本市が所管する施設等。

なお、すでにネーミングライツが導入されている契約期間内の施設等（※2）も対象外になります。

## ②本市が実施するイベント等

### （2）提案にあたっての留意点

- ・複合施設の場合、全体についても導入することができます。
- ・施設の一部（〇〇ホール、△△グラウンドなど）についてのネーミングライツも提案可能です。全体がネーミングライツになじまない施設でも、一部には導入できることがあります。

### ※1 ネーミングライツになじまない施設の例

ア 市役所、出張所等の庁舎

イ 学校、子ども未来園等

ウ その他ネーミングライツを導入することにより、市民生活や施設運営に混乱をきたすおそれのある施設等

エ 過去に市民へ公募を行い愛称がつけられている施設等

### ※2 本市のネーミングライツ導入事例

スポーツ施設

犬山市体育館 5年契約 150万円（税抜）/年

文化施設

犬山市文化史料館 南館 5年契約 30万円（税抜）/年

## 4 提案資格

政治的または宗教的活動が目的の法人その他の団体等および「犬山市広告掲載基準」第4条に定める規制業種・事業者を除き、ネーミングライツスポンサーになることを希望する法人その他の団体等（個人事業主を含む。以下「提案者」といいます。）が提案できます。

ただし、提案者は、提案書提出の日からネーミングライツスポンサーの決定までの間に、「犬山市暴力団排除条例」（平成24年12月28日条例第34号）に基づく排除措置を受けていないことが条件となるので、提案者の代表者（法人の場合は、法人の役員全員を含む）について、愛知県警察へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会させていただきます。

## 5 審査の流れ

ネーミングライツスポンサーの選定は、次のとおり進めます。

### （1）【提案者】事前相談の申し入れ

提案型ネーミングライツへの提案を希望される方は、対象となりうる施設等かどうかや愛称の条件などの確認が必要なため、事前相談申込書（様式1）を記載して、必ず本市の当該施設所管課との事前相談を行ってください。

(2) 【提案者】 提案書の提出

(1) の事前相談終了後、提案書（様式2）を当該施設所管課に提出し、具体的な提案をしていただきます。

(3) 【犬山市】 市民等からの意見募集

提案のあった施設等へのネーミングライツの導入について、犬山市公式ホームページで市民等からの意見募集を行います。ここで得られた意見は、次の（4）にある審査の際に報告されます。

なお、対象施設等の性質や利用者の範囲等に応じて、公式ホームページ以外の手法（利用者アンケート、地元説明会等）を組み合わせる意見を集めることもあります。

寄せられた意見については、原則として、当該意見に対する市の考え方と併せて公表します。

(4) 【犬山市】 犬山市ネーミングライツ審査委員会（審査）

本市の全庁会議である「犬山市ネーミングライツ審査委員会」において、ネーミングライツスポンサーの優先候補者の審査・決定を行います。提案金額や契約年数、希望する愛称など提案内容について審査し、審査結果は、施設所管課より提案者に通知します。

なお、主な審査項目については、以下のとおりです。

ア 提案された愛称の公共施設等としてのふさわしさ

イ 本市のネーミングライツスポンサーとしてのイメージのふさわしさ

ウ 提案者の財務状況

エ 契約期間、金額、スポンサー特典内容

オ その他対象施設等に応じた個別基準

(5) 【犬山市、提案者】 契約締結に向けた協議

本市と提案者で、契約の締結に向けた協議を行い、速やかに契約の締結を行います。

審査等の段階で、提案内容の一部修正を協議する場合があります。提案の修正協議が整えば、この場合、協議内容を踏まえた契約になります。

## 6 提案等にあたっての費用負担

以下の費用に関しては、提案者の負担とします。

(1) 提案及び契約締結に係る諸費用

(2) 施設等に関するパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更費用

(3) 新規の看板設置、既存の看板の付替え費用

※契約期間満了後、契約を更新しない場合、提案者の負担で原状回復を行っていただきます。

なお、本市ホームページの表示変更は本市の負担で行います。

## 7 必要書類等の提出

#### (1) 事前相談申込書の提出

「事前相談申込書（様式1）」に必要事項を記載していただき、施設所管課に提出してください。

希望する対象施設等・愛称・ネーミングライツ料について、確認をさせていただきます。

※相談の結果、内容について調整していただくこともあります。

#### (2) 提案書及び添付書類の提出

事前相談の終了後、「提案書（様式2）」に必要事項を記載していただき、「提案書」に記載されている添付書類（法人等概要等）をあわせて、施設所管課に提出してください。

### 8 留意事項

#### (1) 契約の解除

ネーミングライツスポンサーの事情、違法行為等により、当該施設等の愛称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。その場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツスポンサーの負担とします。

#### (2) 優先交渉権

契約したネーミングライツスポンサーは、次回契約に関して優先的に交渉することができます。（契約期間満了後の期間を対象に、新規他者の事前相談申込みがあった場合、同程度の条件の提案なら、優先的にスポンサーとしての契約更新を行います。）

#### (3) 指定管理者との関係

指定管理者が選定されている施設等に提案される場合は、市と指定管理者との協議が必要なため、契約締結までに時間を要することがあります。

### 9 その他

- ・提案金額については、消費税抜きの金額でご提案ください。
- ・1者が複数の施設等への愛称を提案することができます。事前相談については、1通の事前相談申込書に複数件の記載も可能です。なお、提案書は、提案施設等ごとに提出してください。
- ・提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求められることがあります。
- ・軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません（ただし、審査における意見等に基づく、協議による修正はこの限りではありません）。また、提出された提案書等は返却されません。
- ・情報公開請求があった場合には、「犬山市情報公開条例」に基づき対応します。
- ・提案を途中で辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- ・提案書に故意による虚偽の記載があった場合には、失格となる場合があります。
- ・事前相談については、施設ごとに先着順で受付をさせていただきます。

## 10 問い合わせ先

各施設等所管課まで直接お問い合わせください。

なお、提案全般に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

犬山市経営部総務課 行政担当

電話番号：0568-44-0300（直通）

E-mail：010300@city.inuyama.lg.jp

提案型ネーミングライツスポンサー

事前相談申込書

年 月 日

(あて先) 犬山市長

氏名・名称  
所在地  
代表者

( 担当部署 :  
連絡先 : )

提案型ネーミングライツへの応募を検討するため、事前相談を申し込みます。

提案を希望する施設等名 :

希望する愛称 :

契約希望期間 :

契約希望金額 :

希望特典内容 :

(記載にあたっての注意)

- ・相談の結果、施設・愛称を変更していただく場合があります。
- ・複数件記載していただくことも可とします。

(提案書)

ネーミングライツスポンサー提案書	
年 月 日	
提案者の氏名・名称 代表者名 担当部署・連絡先	( )
希望する施設等名と 愛称	施設等名： 愛 称：
契約希望期間	年間（3年以上とします）
契約希望金額	1年あたり 円（税抜き）
希望特典内容	（愛称の命名以外に商品の展示スペース設置など希望する特典があればご記入ください。）
その他	（PR 事項やご意見等があればご記入ください。）

\*その他 提出する添付書類（法人の場合）

- ①法人等の概要
- ②法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- ③決算概要（直近の3か年分）
- ④法人税、県税、市町村税（犬山市関係分のみ）の各納税証明書
- ⑤役員に関する調書（様式3）

\*法人以外の団体の場合は、上記①③⑤を添付書類とする

